

通告3番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、このたびの台風21号及び北海道胆振東部地震により甚大な被害に遭われた皆様に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の一般質問は、災害対策について3点、ごみ対策について2点、質問をしたいと思います。

まず、1番目の災害対策についてですが、本年は予想を超える暴風雨や地震により、日本各地で甚大な被害が発生しております。岩出市においても、台風21号の影響で長時間の停電が発生、各地域では自宅の壁が剥がれたり、屋根の瓦が吹き飛ぶなど、さらには電信柱が倒壊、その影響で自宅の一部が破損するなど、さまざまな被害が市民を襲いました。

今回の台風や停電の経験、体験により、地震の無力さや、また事前に万全な災害対策の必要性を痛感したところでございます。

災害発生時に市民を支えるシステムが、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自で開発したシステムで、平成30年7月時点で975の自治体が導入、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターで、全国の地方公共団体に無償で提供され、さらに機能が改良しております。

被災者支援システムの主な機能は、被災者支援システムを初め避難所関連システムや緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋管理システム、被災予測等復旧・復興関連システム、避難行動要支援者管理システムで、住民基本台帳をもとに被災台帳を作成、現在では最新の情報を毎日自動更新されるなど、システムが充実され、さらに被災者支援システム全国サポートセンターが無償で講師を派遣するなど、全面にわたりサポートをしていただけます。

この被災者支援システムの一般質問に取り上げたのが平成23年であります。今回で3回目となります。災害発生時から岩出市民を守り、さらには市職員の負担軽減にもつながると思うことから、1点目の被災者支援システムの現状と研究結果について、2点目に、避難行動要支援者名簿の整備について、3点目に、被災者支援システムの導入の考えについてお聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 大平総務部長 玉田議員ご質問の1番目、災害対策についての①被災者支援システムの現状と研究結果についてと、③被災者支援システムの導入の考えは、について、一括してお答えいたします。

被災者支援システムにつきましては、平成23年第2回定例会及び平成28年第3回定例会で玉田議員からご質問いただき、今後研究をしてみたいと答弁をさせていただきました。

先ほどの玉田議員の説明にありましたとおり、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が開発し、住民基本台帳データをもとに、被災者台帳の作成や迅速な罹災証明書の発行を可能とするものであります。また、現在、地方公共団体情報システム機構から無償で提供されており、900を超える地方自治体で導入されております。

ご質問以降、他の機関や企業が開発した同様のシステムの比較検討を行ってまいりましたところ、費用対効果も含め、地方公共団体情報システム機構から提供されている同システムが最も有用であると判断をしております。

今後、早期の導入に向け、機器や運用環境の整備を進めてまいります。

- 吉本議長 生活福祉部長。

- 山本生活福祉部長 2点目、避難行動要支援者名簿の整備について、お答えをいたします。

平成25年の災害対策基本法改正により、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成や本人同意の上、消防、警察等へ情報提供することが義務づけられました。本市では、避難行動要支援者に該当する方の登録を行い、定期的に更新をしており、平成30年9月1日現在、1,654名の方が登録をされおるところでございます。

このうち事前に消防等の関係機関へ名簿情報を提供することに同意された方377名については、既に名簿提携をしております。さらに、個別支援計画作成を希望されている方に関しましても、戸別訪問により聞き取り等を行い、順次作成を進めているところです。

また、名簿の登録申請については、広報、ウェブサイト、介護支援事業所等での周知のほか、障害者手帳交付時には申請について窓口で説明し、介護認定後の保険証送付時には申請書等を同封し、制度の周知を行っておるところでございます。

- 吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず、答弁いただきまして、被災者支援システムを前向きに考えていただけるという答弁でございます。今現在、無償で講師を派遣するなど、そういった体制がとられていますけれども、講師を呼んで話を聞いたとか、そういったことが今まで行ったことがあるのか、今後そういう計画があるのか、1点と、それと、2点目の避難者行動要支援者名簿の整備なんですけど、今後の方針、どのようにされていくのか、お聞かせをお願いします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

今回、ご質問のあります被災者支援システムの事前の説明会等、今まで受講したかというか、そういうご質問であったかと思いますが、今まで受講してはおりません。ただ、今後も早期導入に向け整備を進めていきますので、当然、その使い方についての説明も受けていくというふうに考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者名簿整備に関する今後の方針というところでございます。今後は、事前の提供に同意いただいた方の名簿や、それから個別支援計画を消防や警察だけではなく、民生委員、児童委員、社会福祉協議会あるいは地域の支援者の方々に情報提供し、支援していただく方の範囲を広げることにより、要支援者の避難体制の整備を進めていきたいと考えております。

また、いまだ名簿提供の同意をいただいていない方にも、この制度、粘り強く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目のごみ対策についてですが、今回の台風21号により、瓦れきなど地域に散乱、多くの自治会で瓦れきの処理に困り、ご苦勞をされております。

現在、岩出市では持ち込みによるごみの処分と瓦などの処分できないごみは有料

となる体制であります。今回のような台風被害時では、各自治会が瓦れきなどの緊急仮置き場を設け、緊急時のみ市が回収する体制が必要であると思うことから、1点目、風被害や災害後のごみ対策について、お聞きいたします。

2点目ですが、持ち込みごみや平日の午前中と土曜日の3時までとなっています。市民がさらに利用しやすくなるよう、柔軟な体制が必要だと思うことから、持ち込みごみの搬入時間についての考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目の1点目について、まずお答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生をいたしました。この台風で、本市におきましては、一時停電などで市民生活に影響が出ましたが、道路や水道、ガスなど他のライフラインは長期停止などには至りませんでした。

廃棄物処理については、このような状況から、瓦、コンクリート等の瓦れき類以外の廃棄物については、クリーンセンターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお願いし、瓦やコンクリート殻などの瓦れき類は、適正処理困難廃棄物回収の機会を設け、それぞれ対応をいたしました。

今後は、災害対策部局と情報を共有し、区自治会等にご協力をいただき、公園等に仮置き場を設け、そこに集積された廃棄物については市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類や規模あるいは市内の被災状況などに応じた廃棄物処理の体制や仕組み等について検討をしてまいります。

次に2点目、持ち込みごみの搬入時間についてお答えをいたします。

現在、クリーンセンターでは、祝・祭日にかかわらず、月曜日から金曜日は午前8時30分から12時まで、土曜日につきましては午前8時30分から午後3時まで搬入の受け付けを行っております。

持ち込み時間の延長についてですが、月曜日から金曜日を午前中としておりますのは、午後からは処理業者等がクリーンセンター内で大型車両やショベルローダーの重機を使用し作業を行いますので、敷地内での市民と業者による事故を防止するため、持ち込みは午前中とさせていただいております。

それから、日曜日の持ち込みにつきましては、今申し上げましたように、月曜日

から土曜日であれば、祝・祭日であってもクリーンセンターへ持ち込んでいただくこと、日曜日まで開庁ということになりますと、現状の体制では通常のごみ収集業務に支障を来すことから、日曜日の持ち込みまでは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点だけ、災害時において、仮置き場の設置によって、回収の方向で検討していただけるという答弁をいただきました。ただ、災害といいましても、規模にもよりますし、事前に皆さんにお知らせできればいいんですが、災害というのは突然起こるものなので、なかなか周知するという手だてが非常に難しいと。今回、この台風で被害が出たんで回収しますよという連絡体制ですね、周知徹底の方法をどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

市民に対しての周知方法というところでございます。まず、通常るときでございますけども、今回の台風が通過した後に発生したごみの処理方法について、市民から多くの問い合わせございました。現在、問い合わせの中身を検証して、今後、市のウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への情報提供あるいは周知に努めていくこととしております。

また、実際に災害発生時に関しましては、もちろんウェブサイトを中心に、さまざまな方法で市民の方々への周知徹底をやらしていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。